

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

**賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書**

整理簿番号 ※

税務署
受付印

平成____年____月____日

税務署長殿 千
申請者 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩ 電話 _____

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、平成____年____月____日に賃借権等の消滅及び耕作の放棄があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みです。ついては、同条第3項第7項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の2第3項第7項の規定により承認申請します。

1 被相続人等に関する事項

被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地	氏名又は名称
特定貸付けを行った年月日	平成____年____月____日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成____年____月____日 至：平成____年____月____日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。（存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。）
.....
（事情の詳細）.....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 （特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。）	平成____年____月____日
---	-------------------

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情
（事情）.....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。（該当する番号のすべてを○で囲んでください。）

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※印は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第32条の規定による通知又は公告があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

- 1 賃借権等の消滅があったため承認の申請をするときは、本文中の「耕作の放棄」及び「第7項」の文字を、耕作の放棄があったため承認の申請をするときは、「賃借権等の消滅」及び「第3項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 3 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 4 この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。
- 6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署におたずねください。